

2020 年度入学試験問題 出題趣旨（憲法）

私人間において、一方の表現の自由と、他方の名誉権が衝突し、両者の調整が問われる事案は沢山ある。出題した事案は、最判平成 16 年 7 月 15 日民集 58 卷 5 号 1615 頁を基に、若干の変更を施したものである。この判決を知っている必要はなく、意見論評による名誉毀損に関する著名な先例である、最判平成元年 12 月 21 日民集 43 卷 12 号 2252 頁、または最判平成 9 年 9 月 9 日民集 51 卷 8 号 3804 頁を踏まえて、事案を論ずればよい。

上記したように、本件事案では、事実の適示による名誉毀損ではなく、意見論評による名誉毀損という不法行為が成立するかが問題となっている、と考えられる。そこで X 側は、まず、① X の社会的評価を低下させる可能性のある意見論評がなされ、② ① の公表等により X の社会的地位が低下し、③ ①・② について Y の故意または過失があり、④ それによって損害が発生し、⑤ ② と ④ の因果関係がある、ことを主張する。

これに対して Y 側は、抗弁として、① の意見論評が公共の利害に関する事実に関わり、② ① の意見論評の目的が専ら公益を図ることにあり、③ ① の意見論評が重要な部分について真実であり、あるいは真実であると信ずるについて相当な理由があること、④ ① の意見論評が意見論評としての域を逸脱していないこと、を主張しなければならない。

これに対して X 側が再抗弁する、という構造になる。もっとも本事案のモデルとなった事件に関する二審判決は、問題とされている表現は、本件採録の違法性の有無に関する法的な見解の表明であり、それについては裁判所が公権的かつ確定的な判断を示すことができることから、事実を摘示する名誉毀損の事案だとして扱っている。これに対して最高裁は、法的な見解の表明は証明の対象となり得ないものであるため、事実を摘示するものではなく、意見論評による名誉毀損の事案だとしたうえで、事案を判断している。最高裁は、結論として名誉毀損の成立を認めなかったが、そこでは上記④の判断に際して、X の著作が Y を激しく批判するものであり、Y の表現はそれに対する反論だという事情が考慮されていた。この事情は、論述に際しても見落とせない点であろう。

憲法と民法にまたがるため、かえって学修が不十分になりがちな問題だったかもしれない。しかし法曹実務ではしばしば出会うであろう分野であることから、十分な復習が望まれる。